

マン・AHL・ランドマーク

円建／ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 18 期

(自 2016年8月1日)
(至 2017年7月31日)

管理会社

MUFG ルクスマネジメントカンパニーS. A.

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マン・AHL・ランドマーク（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第18期（自平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）の決算を行いました。ここに運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの組織

管理会社

MUFGルクスマネジメントカンパニーS. A.

(MUFG Lux Management Company S. A.)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-1150 アーロン通り287-289

(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

代表者

マネージング・ディレクター

ジャンフランソワ・フォートン (Managing Director Jean-François Fortemps)

コンダクティング・オフィサー

ヴァルシャ・ハウス (Conducting Officer Varsha Hawes)

保管受託銀行

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S. A.)

お知らせ

当期中において、約款の内容または運用体制等、ファンドについて重要な変更はありませんでした。

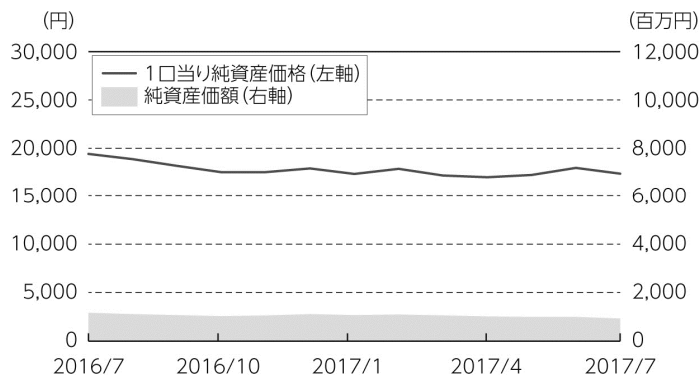
ファンドの仕組みは次の通りです。

ファンドの形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託（円建）
信託期間	ファンド運用開始日は平成11年8月12日、存続期間は無期限です。
繰上償還	管理会社の決定により、いつでも解散することができます。 ルクセンブルグ法に規定のある場合にも、ファンドは解散されることがあります。 純資産価額が15億円を下回った場合、管理会社はファンドの解散を検討します。
運用方針	AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社が選定する複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社が運用する投資信託に投資することにより、受益証券の価額に反映されるおよび／または分配金支払いを通じての中期的な確固とした成長を達成することにあります。
ファンドの運用方法	AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社が選定する複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社が運用する投資信託に投資することにより運用します。
主要投資対象	(i) AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略、(ii) 投資運用会社の運用する投資信託、(iii) OECD加盟国の政府により、または公的国際機関により発行される有価証券、(iv) 現金、一流の金融機関（保管受託銀行も含まれます。）への要求払預金・定期預金、短期もしくは中期の債券および一流の金融機関の発行する譲渡性預金証書・コマーシャルペーパーから構成される短期金融商品、および企業が発行する債券および手形（ただし、期間、相手方等の十分な分散投資が保証され、現金で保有の純資産価額の最大20%までを一つの相手方に預金できます。）、ならびに(v) マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産価額の10%を超えて借入を行いません。 ・原則として、ファンドの純資産価額の20%を超えて同一発行体の対象有価証券へ投資することはできません。 ・原則として、同一の発行体により発行される同一種類の対象有価証券の20%を超えて当該発行体の対象有価証券に投資することはできません。 ・空売りに起因するファンドの契約の合計額は常に、ファンドの純資産価額の50%を超えることはできません。 ・第三者に対し貸付を行うことはできません。 ・原則として、公認の証券取引所または規制市場で取引されていない対象有価証券に対し純資産価額の15%を超えて投資することはできません。 ・流動性に欠ける私募株式、不動産または未上場の株式にファンドの純資産価額の15%を超えて投資することはできません。 ・他の発行体の対象有価証券を引受けることはできません。 ・ファンドによる他の投資信託の受益証券／投資証券の保有額がファンドの純資産価額の50%を超えるような投資をすることはできません。 ・単一の投資信託により発行された受益証券／投資証券の20%を超えて取得すること、および単一の投資信託にファンドの純資産価額の30%を超えて投資することはできません。 ・ファンドが投資信託に、合計でその純資産総額の50%を超えて投資することはできません。 ・現金、要求払預金および定期預金は常に、ファンドの純資産価額の50%以下を占めるものとします。現金保有の純資産価額の最大20%までを単一の相手方へ預金することができます。 ・対象有価証券、マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券およびその他の投資信託の受益証券／投資証券ならびにそれらに係るオプションは常に、それらに個別に適用される上記投資制限に従い、ファンドの純資産価額の50%以上を占めるものとします。
分配方針	毎年、各会計年度のファンドの資産の新規の純利益（以前の会計年度における損失（もしあれば）控除後）の50%以下の金額を分配することができます。ただし、ファンドは第3会計年度（2001年8月－2002年7月）以降分配を行っていません。 分配金支払の結果、純資産価額が1,250,000ユーロ相当の日本円金額を下回るような場合には分配を行うことができません。

I. 当期の運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当り純資産価格等の推移



第17期末の1口当り純資産価格	19,422円
第18期末の1口当り純資産価格	17,377円
騰落率	-10.53%
分配金	該当事項はありません。

(注1) 騰落率は前期(第17期)末の1口当り純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件が異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注3) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

当期中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額	1口当り純資産価格
	千円	円
(第17期末) 2016年7月末日	1,166,581	19,422
8月末日	1,110,025	18,878
9月末日	1,069,422	18,184
10月末日	1,027,255	17,530
11月末日	1,054,840	17,537
12月末日	1,110,527	17,919
2017年1月末日	1,070,298	17,350
2月末日	1,093,852	17,879
3月末日	1,057,688	17,188
4月末日	1,015,856	17,009
5月末日	994,323	17,243
6月末日	996,105	17,975
(第18期末) 2017年7月末日	929,211	17,377

(注) 評価日は原則として毎週月曜日であるため、各月の金額は、2016年および2017年7月(第17および18会計年度末)ならびに2017年1月(第18会計年度半期の決算月)を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が記載されています。

2016年および2017年7月ならびに2017年1月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が記載されています。

■ 1口当り純資産価格の主な変動要因

純資産価格の変動に影響を与えた主な要因には、株式セクターおよびクレジット商品セクターならびにより小幅ではありましたが通貨セクターが含まれ、これらが純資産価格を大幅に上げました。しかしながら、債券セクターおよびコモディティ・セクターからの、利益を上回る損失により相殺され、当期の純資産価格の変動は結果としてマイナスとなりました。

■ 投資環境について

投資環境につきましては、下記「ファンドのポートフォリオ」の記載を御参照下さい。

■ ポートフォリオについて

当期は、米国の大統領選挙の予想外の結果、ならびに金利の上昇に続く債券市場の急落、産出量削減の合意までにOPECが何度も総会を開催したことによるエネルギー価格の乱高下など多数の市場テーマを特徴としています。結果として、当期全体にわたり多くの急激な価格の変動が発生し、債券およびコモディティではファンドのポジションで損失が発生しました。米国大統領選後の成長志向の政策提示への期待から株価が上昇し、当期にはファンドが主にロングポジションをとっていた株式セクターの利益が最も寄与することとなりました。

■ ベンチマークとの差異

ファンドは、運用の目標となるベンチマークに連動して運用、またはそれを上回る運用を目指すものではありません。したがって、ファンドはベンチマークおよび参考指数を設定しておりません。

■ 今後の運用方針

ファンドは引続き投資目的に沿い、市場および戦略の分散の重視によって、確固とした中期的な元本の成長を目的とします。

(2) 費用の明細

項目	金額または料率	役務の概要
管理会社報酬	各四半期中の毎週の純資産価額の平均の年率0.15% (年間最低40,000米ドル)	約款に従ったファンドの管理および運営業務の対価
投資運用報酬および成功報酬	投資運用報酬は、投資運用会社および運用助言者それぞれに配分された資産の想定評価額に対し平成27年11月1日までは年率3%、その後は最初の61,621口分までは年率3%、61,621口を上回る分には年率2% 成功報酬はそれぞれの新規の純利益の20%	ファンドのポートフォリオ運用業務に対する対価
ブローカー手数料	平成27年11月1日までは投資エクスポージャーの年率1.2%を上限とした金額、その後は年率0.7%を上限とした金額	紹介ブローカーに支払われる紹介ブローカー手数料、資金調達に掛かる金利およびそれに関する報酬を含む、売買取引に伴うすべての費用および仲介手数料
代行協会員報酬	各暦四半期中の平均純資産価額の年率0.25%	ファンドのために行う日本証券業協会が定める代行協会員業務に対する対価
保管・管理事務代行報酬	各四半期中の平均純資産価額の年率0.33% (管理事務代行報酬については年間最低61,000米ドル)	ファンドの全ての財産の保管、ファンドの管理事務ならびに受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の算定等の業務に対する対価
専門家報酬 (当期) (注)	当期末の純資産価額の0.34%の金額	ファンドの公認法定監査人への報酬等、および管理会社が受益者の利益のために行う際に負担した弁護士報酬等
その他費用・手数料 (当期) (注)	当期末の純資産価額の1.48%の金額	公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、開示書類 (有価証券届出書および目論見書等を含みます。)、報告書等の作成、提出、印刷、配布費用、公告費用等

(注) 「専門家報酬 (当期)」および「その他費用・手数料 (当期)」 (その他報酬、サブ・カストディアン報酬および年次税を含む。) には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期の専門家報酬およびその他費用・手数料の金額をそれぞれファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10計算期間における運用状況の推移

(1) 純資産等の推移

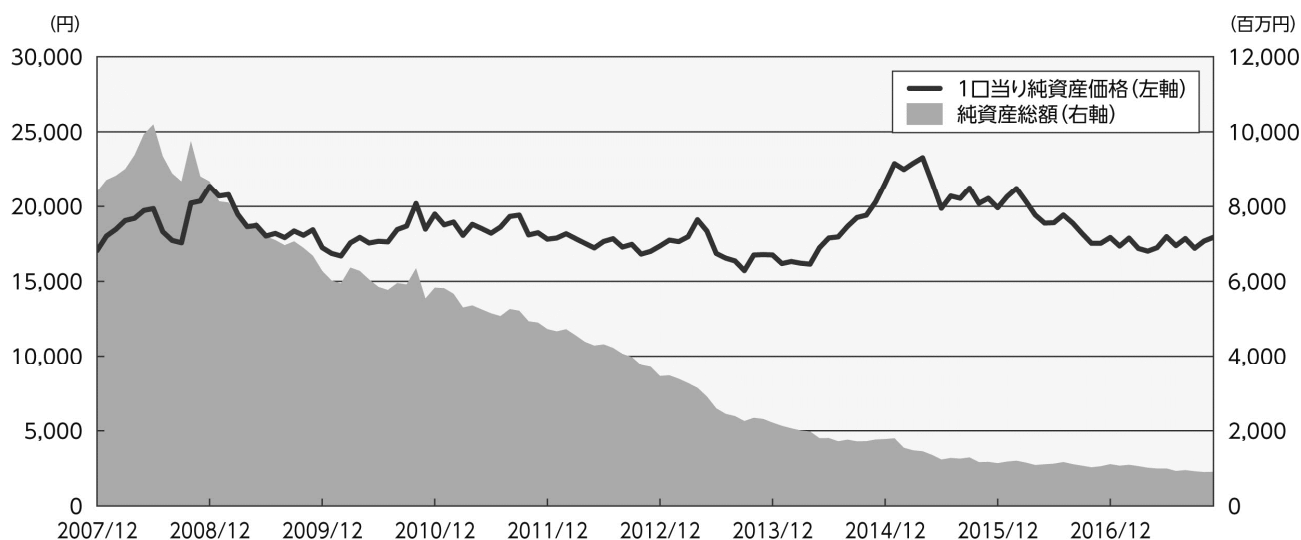
下記各会計年度末における純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産価額	受益証券 1 口当り純資産価格
	千円	円
第 9 会計年度末 (2008年 7 月末日)	9,351,209	18,306
第10会計年度末 (2009年 7 月末日)	7,097,770	18,191
第11会計年度末 (2010年 7 月末日)	5,768,725	17,627
第12会計年度末 (2011年 7 月末日)	5,075,046	18,613
第13会計年度末 (2012年 7 月末日)	4,226,361	17,837
第14会計年度末 (2013年 7 月末日)	2,449,560	16,546
第15会計年度末 (2014年 7 月末日)	1,719,584	17,960
第16会計年度末 (2015年 7 月末日)	1,275,128	20,693
第17会計年度末 (2016年 7 月末日)	1,166,581	19,422
第18会計年度末 (2017年 7 月末日)	929,211	17,377

<参考情報>

■純資産の推移

2007年12月から2017年11月までの10年間に於ける各月末日または最終評価日^(注)の受益証券1口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりです。



(注) 評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度および半期の決算月である7月および1月を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されています。

7月および1月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されています。

(2) 分配の推移

	支払時期	分配金落日	1口当りの分配金
			円
第9会計年度	—	—	0
第10会計年度	—	—	0
第11会計年度	—	—	0
第12会計年度	—	—	0
第13会計年度	—	—	0
第14会計年度	—	—	0
第15会計年度	—	—	0
第16会計年度	—	—	0
第17会計年度	—	—	0
第18会計年度	—	—	0

(3) 騰落率の推移

	収益率 (%)
2007年8月1日～2008年7月31日	14.83
2008年8月1日～2009年7月31日	-0.63
2009年8月1日～2010年7月31日	-3.10
2010年8月1日～2011年7月31日	5.59
2011年8月1日～2012年7月31日	-4.17
2012年8月1日～2013年7月31日	-7.24
2013年8月1日～2014年7月31日	8.55
2014年8月1日～2015年7月31日	15.22
2015年8月1日～2016年7月31日	-6.14
2016年8月1日～2017年7月31日	-10.53

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の受益証券1口当り純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)
(税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の受益証券1口当り純資産価格 (分配落の額)
(税引前)

(4) 受益証券の販売および買戻しの実績

下記各会計年度中における販売および買戻しの実績および下記各会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻し口数		発行済口数	本邦内における	
		本邦内における販売口数	本邦内における買戻し口数		本邦内における販売口数	本邦内における発行済口数
第9会計年度 (07/8/1-08/7/31)	163,837	163,837	175,354	175,354	510,836	510,836
第10会計年度 (08/8/1-09/7/31)	122,437	122,437	243,082	243,082	390,191	390,191
第11会計年度 (09/8/1-10/7/31)	44,084	44,084	107,009	107,009	327,266	327,266
第12会計年度 (10/8/1-11/7/31)	43,904	43,904	98,507	98,507	272,663	272,663
第13会計年度 (11/8/1-12/7/31)	20,638	20,638	56,354	56,354	236,947	236,947
第14会計年度 (※) (12/8/1-13/7/31)	3,832	50	92,736	91,756	148,043	145,241
第15会計年度 (※) (13/8/1-14/7/31)	160	160	52,460	49,658	95,743	95,743
第16会計年度 (※) (14/8/1-15/7/31)	2,655	2,655	36,777	36,777	61,621	61,621
第17会計年度 (15/8/1-16/7/31)	5,092	5,092	6,647	6,647	60,066	60,066
第18会計年度 (16/8/1-17/7/31)	4,463	4,463	11,054	11,054	53,475	53,475

(※) 第13会計年度までは、販売および買戻し口数は海外における取引日ではなく日本における約定日(通常関係する評価日後4営業日目)を基準として、その日の属する年度により区分されていましたが、第14会計年度以降、当該口数は海外における取引日の属する年度により区分されます。

＜参考情報＞

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

下記のグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

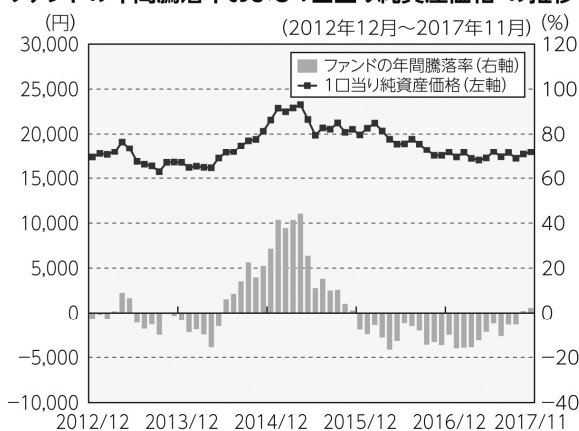
ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。下記のグラフは、2012年12月～2017年11月の5年間に於ける代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率、および同期間におけるファンドの基準価額の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、ファンドの過去5年間に於ける各月末の年間騰落率（各月末の1口当り純資産価格*と当該各月末の1年前の1口当り純資産価格*を対比して騰落率を算出）および1口当り純資産価格*の推移を表示しています。また右のグラフは、過去5年間に於ける代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率（各月末の指数と当該各月末の1年前の指数を対比して騰落率を算出）、および同期間におけるファンドの上記各月末の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

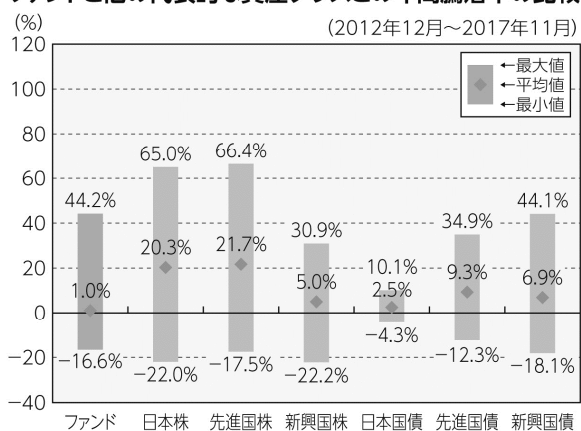
（*）ファンドは第3会計年度（2001年8月～2002年7月）以降分配を行っていないため、1口当り純資産価格の値を用いております。

ファンドの年間騰落率および1口当り純資産価格*の推移



出所：管理会社のデータに基づいて、小野小野グロウガル法律事務所が作成したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所：管理会社および指数提供会社のデータに基づいて、小野小野グロウガル法律事務所が作成したものです。

＜代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について＞

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXとは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（TOPIX）に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。
先進国株	ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス（配当込み、円ベース）	ロンドン証券取引所グループにより公表されているインデックスです。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産は、ロンドン証券取引所グループに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。
新興国株	S & P新興国総合指数（配当込み、米ドルベース）	S & P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS & Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記3つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）	

（注）海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数（S&P新興国総合指数は米ドルベース）を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2017年7月31日現在)

	円
I 資産総額	941,192,416
II 負債総額	(11,981,057)
III 純資産総額 (I - II)	929,211,359
IV 発行済口数	53,475口
V 1口当り純資産価格 (III / IV)	17,377

IV. 投資対象

■資産別の投資状況

(2017年7月31日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	363,387,873	39.11
投資信託	430,748,664	46.36
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	135,074,822	14.53
合計 (純資産価額)	929,211,359	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

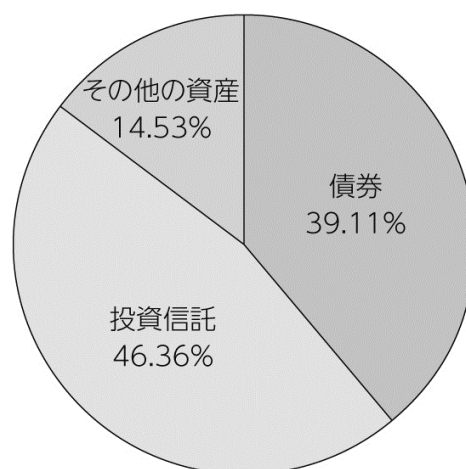
■組入資産の内容

ファンドは主に以下の7つの有価証券に投資しています。

資産の種類	銘柄名	組入比率
債券	2017年8月24日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	4.74%
	2017年9月14日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	10.67%
	2017年9月28日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	11.85%
	2017年10月5日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	7.10%
	2017年8月10日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	4.75%
投資信託	AHL・エボリューション・リミテッド	17.16%
	AHL・インスティテューショナル・シリーズ3リミテッド	29.20%

(注) 組入比率は純資産価額に対する各組入資産の評価額の割合です。

■資産別配分



本報告で示された数値は過去における実績であり、必ずしも将来のパフォーマンスを示すものではありません。

V. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における公認法定監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は日本円で表示されている。

監査報告書

マン・AHL・ランドマークの受益者各位

我々の意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令の要件に従い、マン・AHL・ランドマーク（以下「ファンド」という。）の2017年7月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下により構成される。

- ・ 2017年7月31日現在の純資産計算書
- ・ 2017年7月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査の職業に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）によりルクセンブルグ向けに採用された国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して我々の監査を実施した。当該法律および基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任」にさらに記載されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するために充分かつ適切なものであると確信している。

CSSFがルクセンブルグ向けに採用した国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）および財務書類に対する我々の監査に関連する倫理的要件に従い、我々はファンドから独立した立場にある。我々は、そうした倫理的要件に基づくその他の倫理的責任を充足している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報で構成されるが、財務書類およびそれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見はその他の情報をその対象とはせず、我々はそれに関する結論の保証をいかなる形式でも表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の情報を読み、そうすることにより、その他の情報と財務書類もしくは我々が監査において入手した知識との間に重大な矛盾があるか、または他の点で重大な虚偽表示があると思われるか否かにつき検討を行うことである。我々が遂行した作業に基づき、このその他の情報に重大な虚偽表示があるとの結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。我々には、これに関し報告すべき事項はない。

ファンドの管理会社の取締役会および財務書類の管理責任者の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関連したルクセンブルグの法令の要件に従った当該財務書類の作成および公正な表示に対する責任、ならびに詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、重大な虚偽表示がない財務書類の作成を可能とするために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に責任を有する。

ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運営の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除き、財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力の査定、(場合により)継続企業に関連した事項の開示、および継続企業の会計基準の使用につき責任を負う。

管理責任者は、ファンドの財務報告手続きを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信は高い水準の確信であるが、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグのために採用されたI S A sに従って実施された監査は、重大な虚偽表示が存在する場合には常にそれを検出するという保証ではない。虚偽表示は詐欺または錯誤により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重大であると看做される。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグ向けに採用したI S A sに従った監査の一部として、我々は、監査の間中、職業上の判断を行い、職業的な懐疑主義を維持する。

我々はまた、

- 詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽表示のリスクを特定および査定し、そうしたリスクに対応する監査手続きを立案および実行し、ならびに我々の意見の基礎を提供する充分かつ適切な監査の証拠を入手する。詐欺には、通謀、偽造、意図的不作為、虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、詐欺から生じた重大な虚偽表示を検出しないリスクは、錯誤により生じた虚偽表示を検出しないリスクより大きい。

- ・ ファンドの内部統制の有効性に関し意見を表明することを目的とするのではなく、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が使用した会計方針の適切性を評価し、および行った会計上の見積りの合理性および関連する開示の合理性を評価する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、ファンドの継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在すると我々が結論を出した場合、我々は監査報告書において、財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、我々の意見を修正することを義務付けられている。我々の結論は我々の監査報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業としての存続を終わらせることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類が公正な表示の目的を達する方法において原取引および事象を表示しているか否かを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々の監査の間に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、管理責任者に伝達する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・
コーポラティブ
代表者

2018年1月26日、ルクセンブルグ

ローラン・マルクス



Audit report

To the Unitholders of
MAN-AHL LANDMARK

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of MAN-AHL LANDMARK (the “Fund”) as at July 31, 2017, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at July 31, 2017;
- the statement of investments and other net assets as at July 31, 2017;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

*PricewaterhouseCoopers, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, B.P. 1443, L-1014 Luxembourg
T: +352 494848 1, F: +352 494848 2900, www.pwc.lu*

*Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation gouvernementale n°10028256)
R.C.S. Luxembourg B 65 477 - TVA LU25482518*



Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.



Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund’s Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund’s Management Company’s use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.



We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, January 26, 2018

A handwritten signature in blue ink, appearing to be 'Laurent Marx', written in a cursive style with a long horizontal stroke extending to the right.

Laurent Marx

① 貸借対照表

マン・AHL・ランドマーク

純資産計算書

2017年7月31日現在

(単位：日本円)

資産	注	日本円
投資有価証券（取得原価）	(2)	771,071,648
未実現評価益	(14)	23,064,889
投資有価証券（時価）	(2)	794,136,537
現金預金		22,268,683
ブローカー預託現金	(2, 11)	109,389,864
外国為替先渡契約に係る未実現評価益	(2, 13)	15,397,332
資産合計		941,192,416
負債		
銀行当座借越		(3,615,994)
未払費用	(3)	(8,365,063)
負債合計		(11,981,057)
純資産合計		929,211,359
発行済受益証券		53,475 口
受益証券1口当り純資産価格		17,377 円

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マン・AHL・ランドマーク
純資産変動計算書
(単位：日本円)

	注	2017年7月31日に 終了した年度	2016年7月31日に 終了した年度	2015年7月31日に 終了した年度
期首現在純資産		1,166,580,935	1,275,127,837	1,719,584,326
投資有価証券純利益／(損失)		(66,508,042)	(78,571,250)	(150,407,824)
投資実現純利益／(損失)	(2, 14)	(46,678,224)	(20,528,878)	359,667,080
外国為替先渡契約に係る当期実現純利益／(損失)	(2, 14)	(99,816,512)	249,638,900	(213,705,698)
その他の資産および負債の外貨換算に係る実現純利益／(損失)	(2)	13,119,471	(60,169,988)	54,352,555
先物契約に係る実現純利益／(損失)	(2)	-	18,028,063	232,315,749
未実現純利益／(損失)の変動				
－投資有価証券	(14)	73,435,116	(119,004,074)	(33,400,724)
－外国為替先渡契約	(2, 14)	4,918,843	(19,382,524)	55,017,638
－先物契約	(2)	-	(40,706,130)	(20,397,642)
		(55,021,306)	7,875,369	433,848,958
受益証券発行手取金		78,495,493	98,175,713	56,989,085
受益証券買戻経費		(194,335,721)	(136,026,734)	(784,886,708)
		(115,840,228)	(37,851,021)	(727,897,623)
期末現在純資産		929,211,359	1,166,580,935	1,275,127,837

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マン・AHL・ランドマーク
 受益証券口数の変動および統計的情報

<u>受益証券口数の変動</u>	2017年7月31日に 終了した年度	2016年7月31日に 終了した年度	2015年7月31日に 終了した年度
期首現在発行済受益証券口数	60,066	61,621	95,743
発行受益証券口数	4,463	5,092	2,655
買戻受益証券口数	(11,054)	(6,647)	(36,777)
期末現在発行済受益証券口数	53,475	60,066	61,621
<u>統計的情報</u>			
	日本円	日本円	日本円
期末現在1口当り純資産価格	17,377	19,422	20,693
純資産総額	929,211,359	1,166,580,935	1,275,127,837

② 損益計算書

マン・AHL・ランドマーク
 損益計算書
 2017年7月31日に終了した年度
 (単位：日本円)

	注	日本円
収益		
銀行口座受取利息	(2)	175,514
社債利息(純額)	(2)	1,767,624
		1,943,138
費用		
管理事務代行および保管報酬	(9)	(6,828,992)
代行協会員報酬	(10)	(2,609,943)
ブローカー手数料	(6)	(7,345,600)
投資運用報酬および投資顧問報酬	(5)	(30,284,773)
管理会社報酬	(8)	(4,458,505)
その他報酬	(4)	(12,888,219)
専門家報酬		(3,139,298)
サブ・カスタディアン報酬		(369,060)
年次税	(7)	(526,790)
		(68,451,180)
投資純利益／(損失)		(66,508,042)
投資証券売却実現純利益／(損失)	(2, 14)	(46,678,224)
外国為替先渡契約に係る実現純利益／(損失)	(2, 14)	(99,816,512)
その他の資産および負債の外貨換算に係る実現純利益／(損失)	(2)	13,119,471
		(133,375,265)
当期実現純利益／(損失)		(133,375,265)
未実現純評価益／(評価損)の変動		
－投資有価証券	(14)	73,435,116
－外国為替先渡契約	(2, 14)	4,918,843
		78,353,959
運用の結果としての純資産の増加／(減少)		(121,529,348)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

③ 投資有価証券明細表等

マン・AHL・ランドマーク
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2017年7月31日現在
(単位：日本円)

	通貨	口数/額面	原価	時価	純資産比率 (%)
I. 公認証券取引所に許可された譲渡可能有価証券					
債券					
米国					
2017年8月24日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	米ドル	400,000	44,466,426	44,074,659	4.74
2017年9月14日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	米ドル	900,000	101,712,458	99,112,513	10.67
2017年9月28日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	米ドル	1,000,000	113,053,403	110,082,677	11.85
2017年10月5日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	米ドル	600,000	66,616,945	66,026,386	7.10
2017年8月10日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	米ドル	400,000	44,466,873	44,091,638	4.75
			370,316,105	363,387,873	39.11
合計 I.			370,316,105	363,387,873	39.11
II. その他譲渡可能有価証券					
投資ファンド/信託					
バミューダ					
AHL・エボリューション・ リミテッド・クラスA	米ドル	321.4583	128,447,645	159,425,402	17.16
AHL・インスティ チュショナル・シリーズ3 リミテッド	米ドル	34,302.7674	272,307,898	271,323,262	29.20
			400,755,543	430,748,664	46.36
合計 II.			400,755,543	430,748,664	46.36
有価証券投資合計			771,071,648	794,136,537	85.47
現金預金/(当座借越)				18,652,689	2.01
ブローカーへの預託現金				109,389,864	11.76
その他の資産/(負債)(純額)				7,032,269	0.76
純資産合計				929,211,359	100.00

マン・AHL・ランドマーク
投資有価証券の産業別内訳
2017年7月31日現在

	純資産比率 (%)
ソブリン	39.11
金融機関	46.36
	<hr/> 85.47

マン・AHL・ランドマーク

財務書類に対する注記

2017年7月31日現在

注1. 一般的事項

マン・AHL・ランドマーク（以下「ファンド」という。）は、無期限の存続期間を有するものとして、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、オープン・エンド型の契約型投資信託（「*Fonds Commun de Placement*」）として、ルクセンブルグにおいて1999年8月11日に設定された。ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）パートIIに服す。その受益証券の販売を欧州連合またはその一部における公衆に対して行うことはできない。

管理会社である「MUGルクスマネジメントカンパニーS.A.」は金融監督委員会から、投資方針をヘッジ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、株式ファンドおよび債券ファンドとするオルタナティブ投資ファンドに関する2013年7月12日法の第2章第5条にもとづくオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するための認可を受けた。

ファンドの投資目的は、投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略と共に、中核となるAHL分散投資プログラムを補足することによって、（受益証券の評価額に反映され、分配金の支払いを通じた）大幅な中期成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点をおくことにより、ポートフォリオは元本の力強い中期的成長を図るものである。

注2. 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律上および規制上の要件に準拠して作成されている。

a) 資産の評価

ファンドの資産は以下の通り評価される。

- － 証券取引所に上場されているかその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場において当該日に入手可能な終値で評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所における入手可能な直近の価格が用いられる。
- － 証券取引所に上場されておらず、また規制ある市場でも取引されていない有価証券は、直近の入手可能な時価で評価される。
- － 他の信託または投資信託の受益証券は、当該信託または投資信託の管理会社が算出した直近の入手可能な受益証券一口当り純資産価格に基づき評価される。
- － 価格が公正な時価を表していない有価証券は、管理会社の取締役により承認されたとおり、その合理的な売却価格に基づき、継続して適用される手続の下で慎重かつ誠実に評価される。
- － 短期金融商品の評価は、純取得原価に基づき、徐々にその買戻し価格に調整される。

投資有価証券の取得原価と時価との差異は、純資産計算書において投資有価証券に係る未実現評価益または評価損として反映される。証券売買取引は、当該有価証券の購入日または売却日に計上される。有価証券の購入は取得原価で計上される。売却有価証券に係る実現損益は、加重平均原価に基づいて計算される。

b) 外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、純資産計算書日現在、満期までの残存期間に適用される先渡為替レートで評価される。未決済の先渡契約に係る未実現評価益または評価損は、契約レートと契約が清算されるレートとの差額として計算される。これらの契約に係る実現利益または損失および未実現純評価益または純評価損の変動は、損益計算書および純資産変動計算書に開示される。

c) 先物契約の評価

存続している先物契約は、かかる金融商品の入手可能な直近の時価により決済日に評価される。先物契約の実現利益または損失および未実現評価益または評価損の変動は損益計算書および純資産変動計算書に開示される。当初および追加預託金はブローカーにより保有され、純資産計算書に「ブローカー預託金」として開示される。

d) 外国為替換算

ファンドの財務書類は、日本円で記述されている。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効なレートで日本円に換算されている。外貨建の収益および費用は、取引日現在有効なレートで日本円に換算されている。投資有価証券およびデリバティブ商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる差損益を含んでいる。

2017年7月31日現在の為替レートは以下のとおり。

100円	=	0.767615	ユーロ (EUR)
100円	=	0.905018	米ドル (USD)

e) 収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は獲得時に計上され、配当収益は配当落ち日に認識される。

f) 有価証券投資原価

会計通貨以外の通貨で表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通貨に換算される。

g) 分配金

当該会計年度の流動準備金を構成するもの以外のファンドの純資産（前会計年度からの繰越損失（もしあれば）を控除した後）の新規純トレーディング利益の50%を上限とする金額に相当する額の分配が、管理会社により毎年行われるものとする。

分配の結果、ファンドの純資産価額の合計が1,250,000ユーロに相当する日本円金額を下回るこ
ととなる場合は、分配は行われない。

支払期日から5年以内に受取られなかった分配金は失効し、ファンドに戻される。

ファンドは、2017年7月31日で終了した年度中、分配を行わなかった。

注3. 未払費用

費用	注	日本円
管理事務代行および保管報酬	(9)	658,590
代行協会員報酬	(10)	218,656
投資運用報酬および投資顧問報酬	(5)	4,697,956
管理会社報酬	(8)	431,861
その他報酬		2,205,952
専門家報酬		108,316
年次税	(7)	43,732
合計		8,365,063

注4. その他報酬

	日本円
支払利息	218,735
諸雑費	2,227,005
印刷および弁護士費用	10,442,479
合計	12,888,219

注5. 投資運用報酬および投資顧問報酬

投資運用契約およびトレーディング・アドバイザー契約により、投資運用会社および投資顧問は、最初の61,621口分までは、それぞれに割り当てられた資産の想定評価額の年率3%の52分の1（1/52）の割合で、61,621口を上回る分には、それぞれに割り当てられた資産の想定評価額に対し年率2%の1/52の割合で毎週計算され、毎月後払いされる報酬を受領する権利を有する。マン・グループが運用する原ファンドにより請求される投資運用報酬は、ファンドに払戻され、投資運用報酬および投資顧問報酬から控除される。さらに、投資運用会社および投資顧問は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値上り益の20%に等しい額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の通り、新規の純値上り益とは運用戦略により生じた、割り当てを受けた者の割り当て額の増加部分である。

マン・グループの構成員の会社に帰属する報酬に対応し投資対象である原ファンドに関連するリベートは投資運用報酬から直接に控除される。

当期中に成功報酬の支払いはなかった。

注6. ブローカー手数料

管理会社は、ファンドに代り「紹介ブローカー契約」（以下「契約」という。）をマン・インベストメンツ・アーゲー（以下「紹介ブローカー」という。）との間に締結した。契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

契約に基づき、紹介ブローカーは、そのトレーディング・アカウントに配分された資産の想定評価額の年率0.7%までのブローカー手数料を受領する権利を有する。

注7. 年次税

ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、資本税を除くルクセンブルグにおける税金を免除されている。現行法規に基づき、ファンドは、純資産総額の0.05%

の年率で、該当する四半期末現在のファンドの純資産額をもとに四半期毎に計算され支払われる資本税（「年次税」）を課せられている。

注8. 管理会社報酬

管理会社は、毎週計算され、四半期毎に支払われるファンドの週間平均純資産額の年率0.15%でかつ年間最低40,000米ドルの管理報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注9. 管理事務代行報酬および保管報酬

保管受託銀行は、各四半期末現在の四半期平均純資産価額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われる保管報酬および管理事務代行報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注10. 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され、四半期毎に支払われる販売報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。関係する専門家への報酬は、発生時に請求される。

注11. ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有されている。ブローカーは、ブローカー契約に従って企図された取引に関連し、ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注12. ポートフォリオの変動

2017年7月31日に終了した年度の詳細なポートフォリオの変動明細表は、ファンドの管理会社の登記簿上の事務所において請求により無料で入手可能である。

注13. 2017年7月31日現在の外国為替先渡契約

通貨 買い	通貨 売り	受渡日	純数量 買い／（売り）	未実現 純評価損益 日本円	相手方当事者
J P Y	U S D	2017年8月17日	(7,961,223)	15,397,235	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー（ザ）－ロンドン
E U R	J P Y	2017年8月4日	345	97	みずほ証券株式会社
外国為替先渡契約に係る未実現純評価益合計				15,397,332	

2017年7月31日現在、上記契約に係る未実現評価益は15,397,332円であり、純資産計算書に開示されている。

注14. 投資有価証券およびデリバティブ金融商品に係る実現利益／（損失）および未実現評価益／（評価損）の変動

2017年7月31日に終了した会計年度における投資有価証券の実現利益／（損失）は以下のとおり分析される。

	日本円
投資有価証券の実現利益	87,806,503
投資有価証券の実現（損失）	(134,484,727)
投資有価証券の実現利益／（損失）（純額）	(46,678,224)

2017年7月31日に終了した会計年度における投資有価証券に係る未実現評価益／（評価損）の変動は以下のとおり分析される。

	2016年7月31日 現在 未実現 評価益／（評価損） （日本円）	2017年7月31日 現在 未実現 評価益／（評価損） （日本円）	2017年7月31日 終了の会計年度 における 未実現 評価益／（評価損） の変動 （日本円）
未実現評価益	378,981	30,977,757	30,598,776
未実現（評価損）	(50,749,208)	(7,912,868)	42,836,340
純額	(50,370,227)	23,064,889	73,435,116

2017年7月31日に終了した会計年度における外国為替先渡契約に係る実現利益／（損失）は以下のとおり分析される。

	日本円
外国為替先渡契約に係る実現利益	127,784,527
外国為替先渡契約に係る実現（損失）	(227,601,039)
外国為替先渡契約に係る実現利益／（損失）（純額）	(99,816,512)

2017年7月31日に終了した会計年度における外国為替先渡契約に係る未実現評価益／（評価損）の変動は以下のとおり分析される。

	2016年7月31日 現在 未実現 評価益／（評価損） （日本円）	2017年7月31日 現在 未実現 評価益／（評価損） （日本円）	2017年7月31日 終了の会計年度 における 未実現 評価益／（評価損） の変動 （日本円）
未実現評価益	10,479,279	15,397,332	4,918,053
未実現（評価損）	(790)	-	790
純額	10,478,489	15,397,332	4,918,843